

総合施設に係る主な意見—児童部会における議論の概要（総論）—

総論

【総合施設の在り方】

- ・ 子どもの育ちを支える、次世代育成支援に資するという観点から検討することが必要。
- ・ 総合施設は、保育所・幼稚園の機能に加え、子育てのネットワーク機能、コーディネート機能を兼ね備えたものというイメージ。
- ・ 総合施設は、幼稚園で対応できていない3歳未満児やパートの親のニーズ、保育所で対応できていない幼児教育のニーズを満たすものであるべき。

【子育てをめぐる現状と課題】

- ・ 親が十分な子育てができないという意味での「保育に欠ける」状況が存在。
- ・ 家庭の子育て力が低下する中、保育に欠けない3歳未満児の子育て支援が手薄で、子育てが不安定化している。これらの者の社会的養育をどう考えるかが課題。

総合施設の機能・サービス

【基本的な役割・機能】

- ・ 親子を対象に子育て支援をすることが重要。親だけで子どもの育児をしている現状が異常であり、児童虐待も社会問題化している中において、積極的に親支援を行うべき。
- ・ 機能として、家庭養育の補完を行うという発想から、家庭の育児力の向上を図るという考え方への発展が必要。
- ・ 現在、地域では、親の就労の有無によって、子ども集団が分断されるという事態が生じており、子育て支援を通じた地域のつながりの構築も必要。
- ・ 地域の子育て家庭の多様なニーズに応えるという機能が重要である。

費用負担の在り方

【国と地方の負担など財源の在り方】

- ・ 高齢者関連給付と児童家庭関連給付の不均衡を維持したままにするのか、改めるのかといった視点も必要。
- ・ 保育所、幼稚園、つどいの広場などすべて含めた上での財源の在り方を考えるべき。
- ・ 現在の就学前児童に係る負担は、税、医療保険、雇用保険など財源がばらばらなので整理することが必要。
- ・ 費用負担は、原則が地方負担で、次世代育成支援という観点から国も負担するという整理が良い。
- ・ 企業も一定程度費用負担を行うべき。

【利用者の利用料負担の在り方】

- ・ 幼稚園・保育所で利用者負担の在り方が異なるが、総合施設では、利用者負担のルールをある程度そろえるべき。
- ・ 総合施設の利用者負担は、現行の保育所と同様、応益負担を原則としつつ、それに応能的要素を加味するのが良い。

その他

【基盤整備の在り方】

- ・ 総合施設では、施設整備費を社会福祉法人だけでなく、その他の主体にも補助すべき。

【既存制度との関係】

- ・ 子育て支援機能は、幼稚園と保育所とともに付加するのか、総合施設のみに付加するのか検討すべき。

【その他】

- ・ 総合施設と小学校の連携という視点も検討の際には必要。
- ・ 総合施設は、児童相談所や保健センターなどと連携し、重層的な支援を行うことが必要。
- ・ 総合施設に來ない層、來られない層をケアするため、ソーシャルワーク機能を持たせることが必要。

総合施設に係る主な意見—児童部会における議論の概要（各論）—

利用

【利用できる者の範囲】

- ・ 対象は親子にし、親と子が共に利用できる施設にすべき。
- ・ 子どもは0～5歳児を対象にすべき。集団保育が可能か否かという観点のみならず、異年齢児と一緒に過ごす社会的教育効果も重要。
- ・ すべての子どもに一定時間の保育を保障すべき。
- ・ 障害のある子どもが利用できるよう配慮すべき。

【入所の仕組みなど利用方法】

- ・ 利用者が施設に対して意見が言えるようにするため、利用者と施設が向き合う直接契約が望ましい。ただし、市町村が要保育認定を行うなど一定の配慮が必要。
- ・ 配慮が必要な親子を排除しないよう、保育所と同様、サービス利用の応諾義務を課すことが必要。

総合施設の施設・人員・運営の基準

【備えるべき構造設備】

- ・ 子どもの生活の場であるということを念頭に置いた調理室等の基準設定が必要。

【従事者が有すべき資格】

- ・ 保育士・幼稚園教諭のいずれかの資格のみで可能とすべき。
- ・ 3歳未満は保育士資格を必須とすべき。
- ・ 親育ちなど新しい機能を付与するためには、研修を充実強化すべき。そうすれば、総合施設において、親子と予防的関わりができ、児童相談所と連携し、虐待予防の機能を果たすことも可能。
- ・ 保育ソーシャルワークの観点から子育て支援ソーシャルワーカーなどといった専門の職種を位置づけることが必要。

【職員配置基準】

- ・ 幼稚園・保育所の現行の基準では十分といえないところもあり、それを検証した上で、総合施設の基準を検討すべき。
- ・ 子育て支援は、保育者が空いた時間でやるのは無理であり、専任者が必要。

【保育・教育内容及び運営の基準】

- ・ 幼稚園では、カリキュラムの充実や指導方法の充実が求められており、総合施設においてもその点を意識すべき。

総合施設に係る主な意見について

検討事項	委員の主な意見	有識者の主な意見
総論	<p>【総合施設の在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの育ちを支える、次世代育成支援に資するという観点から検討することが必要。 ○ 生活の場であるとともに、教育の場であるべき。 ○ 保護者の選択肢が増えることには意味がある。育児休業を含め、どの選択肢でも子育ての負担が平準化されることが必要。 ○ 総合施設は、保育所・幼稚園の機能に加え、子育てのネットワーク機能・コーディネート機能を兼ね備えたものというイメージ。 ○ 総合施設は、幼稚園で対応できていない3歳未満児やパートの親のニーズ、保育所で対応できていない幼児教育のニーズを満たすものであるべき。 <p>【子育てをめぐる現状と課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現在の子どもの養育は、高齢者の介護が社会化された状況と類似。従来、3歳未満児の多くは家庭で養育されていたが、家庭の子育て力が低下する中で社会的な養育をどう考えるか 	<p>【総合施設の在り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校との連携を検討することが必要であるが、教育を急ぎすぎてはいけない。 ○ 幼稚園で行われている周到な準備の上での教育と、保育所で行われている家庭的雰囲気の中での生活という機能を併せて有すべき。

	<p>課題。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 親の就労等により「保育に欠ける」のではなく、親が十分な子育てができないという意味での「保育に欠ける」状況にある。 ○ 保育に欠けない3歳未満児の子育て支援が手薄であり、この3歳未満児の子育てが不安定化している。このような状況下、行財政の効率性のみから検討すべきではない。 	
<p>1. 総合施設の機能・サービス</p> <p>(1) 基本的な役割・機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 機能として、家庭養育の補完を行うという発想から、家庭の育児力の向上を図るといった考え方への発展が必要。 ○ 親子を対象に子育て支援をすることは、都市だけでなく地方でも重要。親だけで子どもの育児をしている現状が異常であり、児童虐待も社会問題化している中において、積極的に親支援を行うべき。 ○ 現在、地域では、親の就労の有無によって子ども集団が分断されるという事態が生じており、子育て支援を通じた地域のつながりの構築も必要。 ○ 待機児童の解消のためには、保育所を整備すべきであり、地域の子育て家庭のニーズに応えるという機能が重要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保護者教育を行い、子育て力向上を図ることが必要。
<p>(2) サービス内容</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ サービスの画一化は避け、地域のニーズに応じた柔軟な枠組みが必要。

<p>2. 利用</p> <p>・利用できる者の範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対象は親子にし、親と子が共に利用できる施設にすべき。 ○ 利用者は、0～5歳児とすべき。集団保育が可能か否かという観点のみならず、異年齢児と一緒に過ごす社会的教育効果も重要。 ○ 障害のある子どもが総合施設を利用できるように配慮すべき。 ○ 現在、「保育に欠ける」状況で広がっているのは、子どもが家族以外の人とつながることができないということ。こうした状況に対し、すべての子どもに一定時間の保育を保障すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 3歳未満の保育に欠けない児童やその保護者を含めた形で、地域で子育てしている全ての家庭が柔軟に利用できるようにすべき。 ○ 現行の合同保育は、3歳未満児への視点や連携が弱くなる傾向があるので、0歳から就学前までの子どもの保育を一貫してとらえるべき。 ○ 総合施設における集団保育の対象は、原則として3～5歳児を対象にすべき。2歳児については条件を整えば実施すれば良い。
<p>・入所の仕組みなど利用方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総合施設においては直接契約が望ましいが、現在すべての子どもが何らかの形で保育に欠ける状態にあるので、市町村が要保育認定を行うなど一定の配慮が必要ではないか。 ○ 直接契約で利用者と施設が向きあうことで、利用者は施設に意見が言える関係になる。 ○ 総合施設においても、支援に配慮が必要な親子を排除しないよう、保育所と同様、サービス利用の応諾義務を課すことが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者による選択をより一層徹底していくため、直接契約の仕組みを導入すべき。直接契約の導入の際、適切な選択が可能になるよう、第三者評価を含めた情報開示が必要。
<p>3. 総合施設の運営の基準</p> <p>・設置主体</p>		<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所同様、株式会社の参入を認めるべき。

・構造設備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの生活の場であるということを念頭に置いた、職員配置や調理室等の基準設定が必要。 ○ 幼稚園・保育所の高い方の基準に合わせれば十分ということでもない。現行の基準で、十分とはいえない部分もあり、それを検証した上で、総合施設の基準を検討すべき。
・従事者が 有すべき資格	<p>【保育者が有すべき資格】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 3歳未満は保育士資格は必須とすべき。 ○ 保育士・幼稚園教諭のいずれかの資格のみで可能とすべきで、ソーシャルワークに強い総合施設や、教育に強い総合施設があっても良い。 ○ 人間の発達に対する専門知識をもった者が、総合施設において従事すべき。0歳は全人的なかかわり、健康面のケアが必要であり、3歳からは知的関心の育成が必要である。 <p>【研修の必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 親育ちなど新しい機能を付与するためには研修等の充実が必要。 ○ 研修を充実強化すれば、総合施設において、親子と予防的関わりができ、児童相談所と連携して虐待予防の機能を果たすことも可能。

【幅広い人材の活用】

- 保育ソーシャルワークの観点から、子育て支援ソーシャルワーカーなどといった専門の職種を位置づけることが必要。また、研修機会の確保が必要。
- 新たな研修制度を構築することにより、主任児童員やNP
○ など幅広い人材の確保が必要。
- ソーシャルワーカーや障害の専門家などとの連携も必要。
- 地域の高齢者などをボランティアとして来てもらうなど、開かれた施設にすべき。
- 総合施設の付加的機能として、保健士、看護師などを置いて、保健機能を有するようにすべき。

【施設長の権限】

- 施設長の権限として、保育所と同じように監護・教育・懲戒の権限を明確化すべき。

・職員配置基準

- 総合施設における基準は幼稚園、保育所いずれか緩い方に合わせるべきという総合規制改革会議の考えでは、労働条件が悪くなり、職員が定着しない。子どもの最善の利益を考えれば、職員に安定した労働条件を確保することが必要。
- 幼稚園・保育所の高い方の基準に合わせれば十分というこ

	<p>とでもない。現行の基準で、十分とはいえない部分もあり、それを検証した上で、総合施設の基準を検討すべき。(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て支援は、保育者が空いた時間でやるのは無理であり専任者が必要。 ○ 子育て支援に係る人員・職員配置基準は別途検討が必要。 ○ 総合施設の子育て支援機能の部分は、今まで基準という発想がなかったところであり、最低基準を設けることは不適切ではないか。 	
<p>・保育・教育内容及び運営の基準</p>	<p>【保育・教育内容、保育・教育の指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園において、現在、カリキュラムの充実や指導方法の充実が求められており、総合施設においても、その点を意識すべき。 	<p>【保育・教育内容、保育・教育の指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所児の方が園での生活が長く、園生活に慣れているので、幼稚園児の園生活への適応を助けることができる。一方、幼稚園児は、家庭や地域社会で多様な経験をしているので、それを園生活に持ち込むことができる。 ○ 「幼稚園教育要領」を基本とした教育が行われるべき。 <p>【保育士と幼稚園の職員の連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 合同保育は、広範な業務内容・複合的な勤務体制となることから職員間の共通理解が難しい。

		<p>○ 職員間の相互理解を図っていくことが重要であり、そのために園内のマネジメントの強化が求められる。</p> <p>【所管部局】</p> <p>○ 現在行われている合同保育においては、一般的には、少子化で公立幼稚園には定員に空きがあり、幼稚園の建物を活用して行われており、教育委員会主導になる傾向がある。</p>
<p>4 費用負担の在り方</p> <p>・国と地方の負担など</p> <p>財源の在り方</p>	<p>○ 総合施設の費用負担の在り方を議論する際は、高齢者関連給付と児童家庭関連給付の不均衡を維持したままにするのか、改めるのかといった視点も必要。</p> <p>○ 保育所・幼稚園・つどいの広場などすべて含めた上で財源の在り方を考えなければならない。</p> <p>○ 現在の就学前児童に係る負担は、税、医療保険、雇用保険など財源がばらばらなので整理する必要がある。</p> <p>○ 費用負担は原則が地方負担で、次世代育成支援という観点から国も負担するという整理が良い。</p> <p>○ 総合施設において、今まで公的ケアしてこなかった部分に公費をいれるということになれば、他のどの予算を削るのかの議論は必須。</p>	<p>○ 総合施設における8時間を超える利用や3歳未満児の利用については、就労支援と位置づけ、企業にも受益者として負担を求めるべき。</p> <p>○ 8時間を超えるサービスや3歳未満児を対象にしたサービスは行う場合、受益者負担とし、公費負担は行わないべき。</p> <p>○ 現在、低年齢児においては、共働きと専業主婦かによって、公費負担に不公平が生じている。</p>

<p>○ 企業も一定程度費用負担を行うべき。</p> <p>・利用者の 利用料負担の 在り方</p>	<p>○ 現在、幼稚園・保育所で利用者負担の在り方が異なるが、総合施設においては、利用者負担のルールをある程度そろえるべき。</p> <p>○ 総合施設の利用者負担については、現行の保育所と同様、応益負担を原則としつつ、それに応能的要素を加味するのが良い。</p>	<p>○ 総合施設、保育所、幼稚園の間で補助は平準化し、利用者負担の公平性を実現すべき。</p> <p>○ 幼稚園は価格設定が自由であり、保育所は自由ではないが、総合施設においては、一定程度価格設定を自由にして、サービス内容の多様化を図るべき。</p> <p>○ サービスを提供主体の如何にかかわらず、利用者が公平な補助を受けられるよう、事業者に対する運営費補助でなく、利用者に対する利用料補助の形をとるべき。</p>
<p>5 その他 ・ 基盤整備 の在り方</p>	<p>○ 総合施設においては、施設整備に係る費用を社会福祉法人だけでなく、その他の主体が建設する時にも補助すべき。</p>	
<p>・ 既存制度 との関係</p>	<p>○ 子育て支援機能は、幼稚園と保育所とともに付加するのか、総合施設のみで行うのか検討すべき。</p>	
<p>・ その他</p>	<p>【総合施設と小学校の連携】</p> <p>○ 総合施設と小学校の連携という視点も検討の際には必要。</p>	<p>【総合施設と小学校の連携】</p> <p>○ 現在、子どもの状況を把握するため、幼稚園から小学校に指導要録を送付するというシステムが活用されており、総合施設においても、これを採用すべき。</p>

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 総合施設は、児童相談所や保健センターなどと連携し、重層的な支援を行うことが必要。○ 総合施設に来ない層、来られない層をケアするため、ソーシャルワーク機能を持たせる必要がある。 | <ul style="list-style-type: none">○ 子育ての難しい問題を解決するためには、地域住民、小学校、中学校の助けが必要。 |
|--|--|